



# 島根県報

平成24年1月6日（金）

第2,355号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

|  |                   |   |
|--|-------------------|---|
| 介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定                    | （高齢者福祉課）          | 2 |
| 土地改良区の役員の退任の届出                               | （農村整備課）           | 2 |
| 換地計画書の縦覧                                     | （       "       ） | 2 |
| 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出     | （中小企業課）           | 2 |
| 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出（2件） | （       "       ） | 3 |

### 【特定調達公告】

|  |         |   |
|--|---------|---|
| 島根県人事給与システム更新に係るシステム移行及び機能強化業務に係る随意契約の相手方等 | （人 事 課） | 5 |
|--|---------|---|

### 【正 誤】

|                           |         |   |
|---------------------------|---------|---|
| 平成23年10月14日付け島根県報第2,333号中 | （総 務 課） | 6 |
|---------------------------|---------|---|

**告 示****島根県告示第1号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成24年1月6日

島根県知事 溝口善兵衛

| 事業者の名称          | サービスの種類 | 事業所の名称                 | 事業所の所在地     | 指定年月日     |
|-----------------|---------|------------------------|-------------|-----------|
| 株式会社 レスペラン<br>ス | 居宅介護支援  | レスペランス中野 居<br>宅介護支援事業所 | 出雲市中野町757-3 | 平成24年1月1日 |

**島根県告示第2号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成24年1月6日

島根県知事 溝口善兵衛

奥出雲町土地改良区

1 退任した役員の氏名及び住所

理事

三谷 静夫 仁多郡奥出雲町三所806番地

**島根県告示第3号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成24年1月6日

島根県知事 溝口善兵衛

| 換地計画に係る地区 | 縦覧に供する書類の名称 | 縦覧の期間           | 縦覧の場所 |
|-----------|-------------|-----------------|-------|
| 千酌地区      | 換地計画書の写し    | 平成24年1月6日から21日間 | 松江市役所 |

**島根県告示第4号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

平成24年1月6日

島根県知事 溝口善兵衛

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマNEW松江店 松江市東津田町487番7

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コジマ 代表取締役 寺崎 悦男 栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号

## (3) 変更しようとする事項

## ア 大規模小売店舗の所在地

(変更前) コジマNEW松江店 代表取締役 寺崎 悦男 松江市東津田町字溜池486番1外

(変更後) コジマNEW松江店 代表取締役 寺崎 悦男 松江市東津田町487番7

## イ 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社コジマ 代表取締役 小島 章利 栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号

(変更後) 株式会社コジマ 代表取締役 寺崎 悦男 栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号

## ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社コジマ 代表取締役 小島 章利 栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号

(変更後) 株式会社コジマ 代表取締役 寺崎 悦男 栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号

## (4) 変更の年月日

ア：平成20年3月29日

イ及びウ：平成22年2月16日

## 2 届出年月日

平成23年12月15日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部産業振興課（松江市末次町86番地）

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

---

**島根県告示第5号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

平成24年1月6日

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

キヌヤ益田ショッピングセンター 益田市常盤町4番38号外

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社キヌヤ 代表取締役社長 領家 康元 島根県益田市常盤町4番38号

## (3) 変更しようとする事項

## ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前9時00分から午後8時00分まで

(変更後) 午前8時30分から午後8時00分まで

(年間8月12日から同月14日まで及び12月29日から同月31日まで変更)

## イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午後8時30分まで

(変更後) 午前8時00分から午後8時30分まで

(年間8月12日から同月14日まで及び12月29日から同月31日まで変更)

## (4) 変更の年月日

平成23年12月29日

## 2 届出年月日

平成23年12月8日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

益田市産業経済部産業支援センター (益田市常盤町1番1号)

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

---

**島根県告示第6号**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成24年1月6日

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

キヌヤ津和野店 島根県鹿足郡津和野町森村口82-5

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社キヌヤ 代表取締役社長 領家 康元 島根県益田市常盤町4番38号

コーナン商事株式会社 代表取締役社長 疋田 耕造 大阪府堺市鳳東町4丁401番地-1

## (3) 変更しようとする事項

## ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社キヌヤ

(変更前) 午前9時00分から午後9時00分まで

(変更後) 午前8時30分から午後9時00分まで

(年間8月12日から同月14日まで及び12月29日から同月31日まで変更)

## イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

株式会社キヌヤ及びコーナン商事株式会社

(変更前) 午前8時30分から午後9時30分まで

(変更後) 午前8時00分から午後9時30分まで

(年間8月12日から同月14日まで及び12月29日から同月31日まで変更)

## (4) 変更の年月日

平成23年7月1日から平成23年9月22日まで

## 2 届出年月日

平成23年12月29日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

津和野町役場本庁及び津和野庁舎掲示板(島根県鹿足郡津和野町後田口64番地6)

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公告する。

平成24年1月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 役務の名称及び数量  
島根県人事給与システム更新に係るシステム移行及び機能強化業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県総務部人事課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成23年12月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号
- 5 随意契約に係る契約金額  
52,925,906円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

**正****誤**

平成23年10月14日付け島根県報第2,333号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

| ページ | 箇所         | 誤                           | 正                           |
|-----|------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 2   | 島根県規則第78号中 | 「<br>26 寄 付 金<br>」<br>に改める。 | 「<br>26 寄 附 金<br>」<br>に改める。 |